

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部公園緑地課 No.015

処 分 名	生産緑地の買取等
処 分 の 概 要	市長は、生産緑地法第 10 条の要件を満たす申し出があった場合、買取りの相手方が定められた場合を除き、特別の事情がない限り、当該生産緑地を時価で買い取るものです。
根拠法令等・条項	生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 11 条
審 査 基 準	<p>○生産緑地法第 10 条の要件を満たしている申し出があった場合を対象としています。</p> <p>○市長は、当該生産緑地の買取りを希望する地方公共団体等のうちから当該生産緑地の買取りの相手方を定めることができます。</p> <p>○その際、当該生産緑地の周辺の地域における公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して必要があると認めるときは、公園、緑地その他の公共空地の敷地の用に供することを目的として買取りを希望する者を他の者に優先します。</p>
標準処理期間	30 日（買い取る旨を通知するまで）
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 27 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	庄和総合支所 2 階公園緑地課窓口への提出または郵送
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/toshi/shisaku/seisanryokuti.html

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

■生産緑地法

(生産緑地の買取り等)

第11条 市町村長は、前条の規定による申出があつたときは、次項の規定により買取りの相手方が定められた場合を除き、特別の事情がない限り、当該生産緑地を時価で買い取るものとする。

2 市町村長は、前条の規定による申出があつたときは、当該生産緑地の買取りを希望する地方公共団体等のうちから当該生産緑地の買取りの相手方を定めることができる。この場合において、当該生産緑地の周辺の地域における公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して必要があると認めるときは、公園、緑地その他の公共空地の敷地の用に供することを目的として買取りを希望する者を他の者に優先して定めなければならない。